



# 宮 崎 県 公 報

平成29年3月31日（金曜日）号外 第26号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

|                                 |   |                                  |
|---------------------------------|---|----------------------------------|
| 規 則                             | 頁 | 訓 令                              |
| ○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……（行政経営課） 1 |   | ○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……（行政経営課） 21 |

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第27号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前        |   | 改正後        |         |
|------------|---|------------|---------|
| 別表（第2条関係）  |   | 別表（第2条関係）  |         |
| 出先機関<br>の長 | 委 任 事 務   | 出先機関<br>の長 | 委 任 事 務 |
| [略]        |   | [略]        |         |
| 西臼杵支<br>庁長 | 1 [略]<br>1の2 <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）による次の事務（町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。）</u><br><u>（1） 第31条第1項及び第4項の規定による申請の受理に関すること。</u><br><u>（2） 第43条第1項の規定による申請の受理に関すること。</u><br><u>（3） 第43条第2項において準用する第31条第4項の規定による申請の受理に関すること。</u><br><u>（4） 第43条第3項の規定による届出の受理に関すること。</u><br><u>（5） 第43条第4項の規定による届出の受理に関すること。</u><br><u>（6） 第46条第2項の規定による申請の受理に関すること。</u><br><u>（7） 第46条第3項の規定による届出の受理に関すること。</u><br><u>（8） 第46条第4項において準用する第31条第4項の規定による届出の受理に関すること。</u><br><u>（9） 第46条の7の規定による届出の受理に関すること。</u><br><u>（10） 第47条の3の規定による届出の受理に関すること。</u><br><u>（11） 第49条第2項の規定による申請の受理に</u> | 西臼杵支<br>庁長 | 1 [略]   |

|  |   |
|--|---|
| <p>関すること。</p> <p>(12) <u>第49条第3項において準用する第31条第4項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>第59条第1項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(14) <u>第59条第2項において準用する第43条第4項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>2～3の5 [略]</p> <p>3の6 <u>宮崎県高等技能訓練促進費等事業実施要綱 (平成16年5月17日定め) による次の事務</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3の7 <u>宮崎県高等技能訓練促進費等交付要綱 (平成16年5月17日定め) に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</u></p> <p>4～19の4 [略]</p> <p>19の5 <u>新農業振興推進事業実施要領 (平成14年4月1日定め) による次の事務 (地域地産地消活動推進事業に限る。)</u></p> <p>(1) <u>第5の1の規定による事業計画の協議に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第5の2の規定による事業の認定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第6の規定による事業実績書の受理に関すること。</u></p> <p>19の6～19の24 [略]</p> <p>20・21 [略]</p> <p>22 <u>道路法 (昭和27年法律第180号) による次の事務</u></p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>第44条の2第1項 (第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定による違法放置物件の除去に関すること。</u></p> <p>(14) <u>第44条の2第2項 (第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定による違法放置物件の保管に関すること。</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) <u>第44条の2第4項 (第91条第2項におい</u></p> | <p>2～3の5 [略]</p> <p>3の6 <u>宮崎県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 (平成16年5月17日定め) による次の事務</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3の7 <u>宮崎県高等職業訓練促進給付金等交付要綱 (平成16年5月17日定め) に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</u></p> <p>3の8 <u>宮崎県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要領 (平成28年4月1日定め) による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第5条の規定による事前相談に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第6条の規定による受給要件の審査及び対象講座の指定等の手続に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第7条の規定による給付金支給の手続に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第8条の規定によるひとり親家庭の親の自立を促す取組に関すること。</u></p> <p>3の9 <u>宮崎県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金交付要綱 (平成28年4月1日定め) に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</u></p> <p>4～19の4 [略]</p> <p>19の5～19の23 [略]</p> <p>20・21 [略]</p> <p>22 <u>道路法 (昭和27年法律第180号) による次の事務</u></p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>第44条の2第1項 (第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定による違法放置等物件の除去に関すること。</u></p> <p>(14) <u>第44条の2第2項 (第91条第2項において準用する場合を含む。) の規定による違法放置等物件の保管に関すること。</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) <u>第44条の2第4項 (第91条第2項におい</u></p> |
|--|---|

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>て準用する場合を含む。)の規定による違法<br/>放置物件の売却及び売却代金の保管に関する<br/>こと。</p> <p>(17) 第44条の2第5項(第91条第2項におい<br/>て準用する場合を含む。)の規定による違法<br/>放置物件の廃棄に関すること。</p> <p>(18) 第44条の2第7項(第91条第2項におい<br/>て準用する場合を含む。)の規定による違法<br/>放置物件の除去等に要した費用の徴収に関す<br/>ること。</p> <p>(19)～(24) [略]</p> <p>(25) 第47条の3の規定による措置命令に関す<br/>ること。</p> <p>(26) 第47条の4の規定による道路標識の設置<br/>に関すること。</p> <p>(27) 第47条の6の規定による道路一体建物の<br/>管理に関すること。</p> <p>(28) [略]</p> <p>(29) 第48条の5第2項の規定による道路標識<br/>の設置に関すること。</p> <p>(30) 第48条の6の規定による措置命令に関す<br/>ること。</p> <p>(31) 第48条の9第4項の規定による道路標識<br/>の設置に関すること。</p> <p>(32) 第48条の10の規定による措置命令に関す<br/>ること。</p> <p>(33)～(48) [略]</p> <p>(49) 第87条第1項の規定による条件((3)に<br/>規定する承認並びに(5)、(6)及び(50)に規<br/>定する許可に係るものに限る。)の附加に関<br/>すること。</p> <p>(50)～(52) [略]</p> <p>22の2・23 [略]</p> <p>24 道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和26<br/>年運輸・建設省令第1号)による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第5条(第7条において準用する場合を<br/>含む。)の規定による通知の受理に関するこ<br/>と。</p> <p>(4) 第6条(第7条において準用する場合を<br/>含む。)の規定による連絡に関すること。</p> <p>24の2～36の2 [略]</p> <p>36の3 土地改良区又は土地改良区連合(以下「<br/>土地改良区等」という。)であること、土地改<br/>良区等の役員であること及び土地改良区等の代<br/>表者の印鑑であることの証明に関すること。</p> <p>36の4～37の6 [略]</p> <p>37の7 森林組合法(昭和53年法律第36号)によ<br/>る次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> | <p>て準用する場合を含む。)の規定による違法<br/>放置等物件の売却及び売却代金の保管に関す<br/>ること。</p> <p>(17) 第44条の2第5項(第91条第2項におい<br/>て準用する場合を含む。)の規定による違法<br/>放置等物件の廃棄に関すること。</p> <p>(18) 第44条の2第7項(第91条第2項におい<br/>て準用する場合を含む。)の規定による違法<br/>放置等物件の除去等に要した費用の徴収に関<br/>すること。</p> <p>(19)～(24) [略]</p> <p>(25) 第47条の4の規定による措置命令に関す<br/>ること。</p> <p>(26) 第47条の5の規定による道路標識の設置<br/>に関すること。</p> <p>(27) 第47条の8の規定による道路一体建物の<br/>管理に関すること。</p> <p>(28) [略]</p> <p>(29) 第48条の11第2項の規定による道路標識<br/>の設置に関すること。</p> <p>(30) 第48条の12の規定による措置命令に関す<br/>ること。</p> <p>(31) 第48条の15第4項の規定による道路標識<br/>の設置に関すること。</p> <p>(32) 第48条の16の規定による措置命令に関す<br/>ること。</p> <p>(33)～(48) [略]</p> <p>(49) 第87条第1項(第91条第2項において準<br/>用する場合を含む。)の規定による条件((<br/>3)に規定する承認並びに(5)、(6)及び(5<br/>0)に規定する許可に係るものに限る。)の附<br/>加に関すること。</p> <p>(50)～(52) [略]</p> <p>22の2・23 [略]</p> <p>24 道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和26<br/>年運輸・建設省令第1号)による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第6条(第8条において準用する場合を<br/>含む。)の規定による通知の受理に関するこ<br/>と。</p> <p>(4) 第7条(第8条において準用する場合を<br/>含む。)の規定による連絡に関すること。</p> <p>24の2～36の2 [略]</p> <p>36の3 土地改良区又は土地改良区連合(以下「<br/>土地改良区等」という。)であること、土地改<br/>良区等の役員であること、土地改良区等の代表<br/>者の印鑑であることその他土地改良区等に係る<br/>事項の証明に関すること。</p> <p>36の4～37の6 [略]</p> <p>37の7 森林組合法(昭和53年法律第36号)によ<br/>る次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第10条第4項の規定による信託規程の変<br/>更の届出の受理に関すること。</p> |
|--|---|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>38～55 [略]</p> <p>56 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）による次の事務</p> <p>(1) 第74条第1項の規定による指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 第75条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第75条第2項の規定による変更の指示に関すること。</p> <p>(4) 第75条第5項の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(5) 第75条の2第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第75条の2第3項の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(7) 第87条第10項の規定による特定建築物に係る報告及び立入検査に関すること。</p> <p>57 [略]</p> <p>58 水を貯え、災害に強い森林づくり事業実施要領（平成18年6月28日定め）による次の事務</p> <p>(1) 第6の規定による協定の締結に関すること。</p> <p>(2) 第7の規定による事業の実施に関すること。</p> <p>59～62 [略]</p> <p>63 宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則（平成24年宮崎県規則第57号）による次の事務</p> <p>(1) 第4条の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>64 [略]</p> <p>65 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）による次の事務</p> | <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 第19条第4項の規定による共済規程の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(9) 第24条第4項の規定による林地処分事業実施規程の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(10) 第26条の3第1項の規定による森林経営規程の承認に関すること。</p> <p>(11) 第26条の3第3項の規定による森林経営規程の変更又は廃止の承認に関すること。</p> <p>(12) 第26条の3第4項の規定による森林経営規程の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(13)・(14) [略]</p> <p>38～55 [略]</p> <p>56 [略]</p> <p>57～60 [略]</p> <p>61 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定による証明書の交付に関すること。</p> <p>62 宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則（平成24年宮崎県規則第57号）による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>63 [略]</p> <p>64 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）による次の事務</p> <p>(1) 第8条の規定による指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 第12条第1項の規定による判定に関すること。</p> |
|--|--|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p>(1)~(9) [略]</p> <p>66 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年宮崎県規則第34号）による次の事務</p> | <p>(3) <u>第12条第2項の規定による判定に関する</u><br/><u>こと。</u></p> <p>(4) <u>第12条第3項の規定による通知書の交付</u><br/><u>に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第12条第4項の規定による通知書の交付</u><br/><u>に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第12条第5項の規定による通知書の交付</u><br/><u>に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第13条第2項の規定による判定に関する</u><br/><u>こと。</u></p> <p>(8) <u>第13条第3項の規定による判定に関する</u><br/><u>こと。</u></p> <p>(9) <u>第13条第4項の規定による通知書の交付</u><br/><u>に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第13条第5項の規定による通知書の交付</u><br/><u>に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第13条第6項の規定による通知書の交付</u><br/><u>に関すること。</u></p> <p>(12) <u>第14条第1項の規定による是正命令に関</u><br/><u>すること。</u></p> <p>(13) <u>第14条第2項後段の規定による通知に関</u><br/><u>すること。</u></p> <p>(14) <u>第16条第1項の規定による指示に関する</u><br/><u>こと。</u></p> <p>(15) <u>第16条第2項の規定による措置命令に関</u><br/><u>すること。</u></p> <p>(16) <u>第16条第3項の規定による協議の要求に</u><br/><u>関すること。</u></p> <p>(17) <u>第17条第1項の規定による報告の要求及</u><br/><u>び立入検査に関すること。</u></p> <p>(18) <u>第19条第1項の規定による届出の受理に</u><br/><u>関すること。</u></p> <p>(19) <u>第19条第2項の規定による指示に関する</u><br/><u>こと。</u></p> <p>(20) <u>第19条第3項の規定による措置命令に関</u><br/><u>すること。</u></p> <p>(21) <u>第20条第2項の規定による通知の受理に</u><br/><u>関すること。</u></p> <p>(22) <u>第20条第3項の規定による協議の要求に</u><br/><u>関すること。</u></p> <p>(23) <u>第21条第1項の規定による報告の要求及</u><br/><u>び立入検査に関すること。</u></p> <p>(24)~(32) [略]</p> <p>65 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</u><br/><u>法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）</u><br/><u>による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第11条の規定による証明書の交付に関す</u><br/><u>ること。</u></p> <p>(2) <u>第29条の規定による証明書の交付に関す</u><br/><u>ること。</u></p> <p>66 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年宮崎県規則第34号）による次の事務</p> <p>(1) <u>第4条の2第1項の規定による説明書の</u></p> |
|--|--|---|

|                            |   |                            |  |
|----------------------------|---|----------------------------|--|
|                            | <p>(1) <u>第 5 条の規定による届出の受理に関する</u> こと。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>第 9 条の規定による申出の受理に関する</u> こと。</p> <p>(4) [略]</p>   |                            | <p><u>受理に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>第 5 条第 1 項の規定による届出の受理に</u> 関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>第 9 条第 1 項の規定による申出の受理に</u> 関すること。</p> <p>(5) <u>第 9 条第 2 項の規定による申出の受理に</u> 関すること。</p> <p>(6) <u>第 10 条の 2 の規定による取下げの受理に</u> 関すること。</p> <p>(7) [略]</p> |
| [略]                        |   | [略]                        |  |
| <p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p> | <p>1 <u>社会福祉法による次の事務（中央福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限り、かつ、(1)から(14)までに掲げる事務にあっては、町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。）</u></p> <p>(1) <u>第 31 条第 1 項及び第 4 項の規定による申請の受理に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>第 43 条第 1 項の規定による申請の受理に</u> 関すること。</p> <p>(3) <u>第 43 条第 2 項において準用する第 31 条第 4 項の規定による申請の受理に関する</u>こと。</p> <p>(4) <u>第 43 条第 3 項の規定による届出の受理に</u> 関すること。</p> <p>(5) <u>第 43 条第 4 項の規定による届出の受理に</u> 関すること。</p> <p>(6) <u>第 46 条第 2 項の規定による申請の受理に</u> 関すること。</p> <p>(7) <u>第 46 条第 3 項の規定による届出の受理に</u> 関すること。</p> <p>(8) <u>第 46 条第 4 項において準用する第 31 条第 4 項の規定による届出の受理に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>第 46 条の 7 の規定による届出の受理に</u> 関すること。</p> <p>(10) <u>第 47 条の 3 の規定による届出の受理に</u> 関すること。</p> <p>(11) <u>第 49 条第 2 項の規定による申請の受理に</u> 関すること。</p> <p>(12) <u>第 49 条第 3 項において準用する第 31 条第 4 項の規定による申請の受理に関する</u>こと。</p> <p>(13) <u>第 59 条第 1 項の規定による届出の受理に</u> 関すること。</p> <p>(14) <u>第 59 条第 2 項において準用する第 43 条第 4 項の規定による届出の受理に関する</u>こと。</p> <p>(15) <u>第 62 条第 1 項の規定による届出の受理に</u> 関すること（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。）。</p> <p>(16) <u>第 62 条第 2 項の規定による申請の受理に</u> 関すること（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。）。</p> <p>(17) <u>第 63 条第 1 項の規定による届出の受理に</u></p> | <p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p> |  |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>関すること（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。）。</p> <p>(18) 第63条第2項の規定による申請の受理に関すること（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。）。</p> <p>(19) 第64条の規定による届出の受理に関すること（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。）。</p> <p>(20) 第70条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査に関すること。</p> <p>1の2～1の4 [略]</p> <p>2 児童福祉法による次の事務（(8)及び(9)に掲げる事務にあつては、中央福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。）</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第46条第1項の規定による報告の徴収及び実地監督に関すること。</p> <p>(9) 第59条第1項の規定による報告の徴収並びに調査及び質問に関すること（保育所の業務を目的とする施設に係るものに限る。）。</p> <p>(10) [略]</p> <p>2の2～2の5 [略]</p> <p>2の6 宮崎県高等技能訓練促進費等事業実施要綱による次の事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2の7 宮崎県高等技能訓練促進費等交付要綱に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</p> <p>3～3の3 [略]</p> <p>3の4 社会福祉施設等指導監査実施要綱（昭和58年6月27日定め）第11条第1項第7号の規定による保育所への入所事務の指導監査に関すること（中央福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。）。</p> <p>4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による次の事務（中央福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。）</p> | <p>1～1の3 [略]</p> <p>2 児童福祉法による次の事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>2の2～2の5 [略]</p> <p>2の6 宮崎県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱による次の事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2の7 宮崎県高等職業訓練促進給付金等交付要綱に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</p> <p>2の8 宮崎県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要領による次の事務</p> <p>(1) 第5条の規定による事前相談に関すること。</p> <p>(2) 第6条の規定による受給要件の審査及び対象講座の指定等の手続に関すること。</p> <p>(3) 第7条の規定による給付金支給の手続に関すること。</p> <p>(4) 第8条の規定によるひとり親家庭の親の自立を促す取組に関すること。</p> <p>2の9 宮崎県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</p> <p>3～3の3 [略]</p> |
|--|---|---|



|  |   |  |              |
|--|---|--|--------------|
|  | <p>(1) 第11条第2項の規定による命令及び質問に関すること（療養介護、短期入所及び障害者支援施設に係るものを除く。）。</p> <p>(2) 第36条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第38条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第39条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第41条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(7) 第46条第1項の規定による届出の受理に関すること（介護給付費、療養介護医療費及び訓練等給付費の請求に関する事項を除く。）。</p> <p>(8) 第46条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第46条第3項の規定による届出の受理に関すること（介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する事項を除く。）。</p> <p>(10) 第47条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(11) 第51条の19第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(12) 第51条の21第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(13) 第51条の25第1項の規定による届出の受理に関すること（地域相談支援給付費の請求に関する事項を除く。）。</p> <p>(14) 第51条の25第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(15) 第79条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第79条第3項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(17) 第79条第4項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>4の2 [略]</p> <p>5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による次の事務（中央福祉子どもセンター及び北部福祉子どもセンターに限る。）</p> <p>(1) 第14条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第14条の2の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第14条の3の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第15条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第15条第3項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第15条第4項の規定による申請の受理に</p> |  | <p>4 [略]</p> |
|--|---|--|--------------|



|  |  |  |                |
|--|--|--|----------------|
|  | <p>関すること。</p> <p>(7) 第15条の2第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(8) 第15条の2第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第16条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(10) 第16条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(11) 第16条第3項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(12) 第18条第1項の規定による報告の徴収並びに質問及び検査に関すること。</p> <p>(13) 第18条第2項の規定による報告の徴収並びに質問及び検査に関すること。</p> <p>(14) 第29条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(15) 第29条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(16) 第29条第3項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(17) 第29条第9項の規定による報告の徴収並びに質問及び検査に関すること。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 介護保険法（平成9年法律第123号）による次の事務（中央福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限り、かつ(3)から(7)までに掲げる事務にあっては訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居宅サービス、(12)から(15)までに掲げる事務にあっては介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の各介護予防サービスに係るものに限る。）</p> <p>(1) 第24条第1項の規定による命令及び質問に関すること。</p> <p>(2) 第24条第2項の規定による命令及び質問に関すること。</p> <p>(3) 第70条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第70条の2第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第70条の3第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第75条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 第76条第1項の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。</p> <p>(8) 第86条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(9) 第86条の2第1項の規定による申請の受</p> |  | <p>5～7 [略]</p> |
|--|--|--|----------------|

|             |   |             |   |
|-------------|---|-------------|---|
|             | <p>理に関すること。</p> <p>(10) 第89条の規定による届出の受理に関する<br/>こと。</p> <p>(11) 第90条第1項の規定による命令、要求、<br/>質問及び検査に関すること。</p> <p>(12) 第 115条の 2 第 1 項の規定による申請の<br/>受理に関すること。</p> <p>(13) 第 115条の 5 の規定による届出の受理に<br/>関すること。</p> <p>(14) 第 115条の 7 第 1 項の規定による命令、<br/>要求、質問及び検査に関すること。</p> <p>(15) 第 115条の11において準用する第70条の<br/>2 第 1 項の規定による申請の受理に関するこ<br/>と。</p> <p>10 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び<br/>運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）<br/>第95条第4項の規定による届出の受理に関する<br/>こと（中央福祉こどもセンター及び北部福祉こ<br/>どもセンターに限る。）。</p> <p>11 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令<br/>（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条第<br/>3号の規定によりなおその効力を有するものと<br/>された同令第5条の規定による改正前の指定介<br/>護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営<br/>並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防<br/>のための効果的な支援の方法に関する基準（平<br/>成18年厚生労働省令第35号）第99条第4項の規<br/>定による届出の受理に関すること（中央福祉こ<br/>どもセンター及び北部福祉こどもセンターに限<br/>る。）。</p> <p>12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合<br/>的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第<br/>77号）による次の事務（中央福祉こどもセンタ<br/>ー及び北部福祉こどもセンターに限る。）</p> <p>(1) 第19条第1項の規定による報告の要求並<br/>びに質問及び検査に関すること。</p> <p>(2) 第30条第1項の規定による報告の受理に<br/>関すること。</p> <p>(3) 第30条第2項の規定による報告の要求に<br/>関すること。</p> |             |   |
| <p>保健所長</p> | <p>1 医療法（昭和23年法律第 205号）による次の<br/>事務</p> <p>(1)～(26) [略]</p> <p>(27) 第46条の2第1項ただし書の規定による<br/>理事定員の特例認可の申請の受理に関するこ<br/>と。</p> <p>(28) 第46条の3第1項ただし書の規定による<br/>理事長資格の特例認可の申請の受理に関する<br/>こと。</p> <p>(29) 第46条の4第6項の規定による特別代理<br/>人の選任の請求の受理に関すること。</p> <p>(30) 第46条の4第7項第4号の規定による報<br/>告の受理に関すること。</p>  | <p>保健所長</p> | <p>1 医療法（昭和23年法律第 205号）による次の<br/>事務</p> <p>(1)～(26) [略]</p> <p>(27) 第46条の5第1項ただし書の規定による<br/>理事定員の特例認可の申請の受理に関するこ<br/>と。</p> <p>(28) 第46条の5第6項ただし書の規定による<br/>管理者の理事就任の免除認可の申請の受理に<br/>関すること。</p> <p>(29) 第46条の6第1項ただし書の規定による<br/>理事長資格の特例認可の申請の受理に関する<br/>こと。</p> <p>(30) 第46条の8第4号の規定による報告の受<br/>理に関すること。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(31) 第47条第1項ただし書の規定による管理者の理事就任の免除認可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(32) 第50条第1項の規定による定款又は寄附行為の変更認可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(33) 第50条第3項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(34) 第52条第1項の規定による事業報告書等の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(35)～(38) [略]</p> <p>(39) 第57条第5項の規定による合併認可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(40) [略]</p> <p>1の2～26 [略]</p> <p>27 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第5条に規定する犬の評価人の指定に関する<u>こと。</u></p> <p>28 宮崎県犬取締条例(昭和47年宮崎県条例第18号)による次の事務</p> | <p>(31) 第52条第1項の規定による事業報告書等その他書類の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(32) 第54条の9第3項の規定による定款又は寄附行為の変更認可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(33) 第54条の9第5項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(34)～(37) [略]</p> <p>(38) 第58条の2第4項の規定による吸収合併認可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(39) 第59条の2において準用する第58条の2第4項の規定による新設合併認可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(40) 第60条の3第4項の規定による吸収分割認可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(41) 第61条の3において準用する第60条の3第4項の規定による新設分割認可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(42) [略]</p> <p>(43) 第70条の2第1項の規定による医療連携推進認定の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(44) 第70条の14において読み替えて準用する第52条第1項の規定による事業報告書等その他書類の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(45) 第70条の15において読み替えて準用する第55条第6項の規定による解散認可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(46) 第70条の15において読み替えて準用する第55条第8項の規定による解散の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(47) 第70条の15において読み替えて準用する第56条の6の規定による清算人の就職の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(48) 第70条の15において読み替えて準用する第56条の11の規定による清算結了の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(49) 第70条の18第1項において読み替えて準用する第54条の9第3項の規定による定款変更の認可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(50) 第70条の18第1項において読み替えて準用する第54条の9第5項の規定による定款の変更の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(51) 第70条の19第1項の規定による代表理事の選定及び解職の認可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>1の2～26 [略]</p> <p>27 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第5条に規定する犬の評価人の指定に関する<u>こと(中央保健所を除く。)</u>。</p> <p>28 宮崎県犬取締条例(昭和47年宮崎県条例第18号)による次の事務<u>(中央保健所を除く。)</u></p> |
|---|---|

|                     |   |                                       |  |
|---------------------|---|---------------------------------------|--|
|                     | <p>(1)~(5) [略]</p> <p>29 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第 105号)による次の事務</p> <p>(1)~(9) [略]</p> <p>(10) 第15条の規定による<u>動物取扱業者登録簿</u>の閲覧に関すること。</p> <p>(11)~(40) [略]</p> <p>29の2 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年宮崎県条例第51号)による次の事務</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>30~41 [略]</p> <p>42 介護保険法による次の事務(西臼杵支庁長、福祉子どもセンター所長及び福祉事務所長の権限に属するものを除く。)</p> <p>(1)~(22) [略]</p> <p>42の2~70 [略]</p>  |                                       | <p>(1)~(5) [略]</p> <p>29 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第 105号)による次の事務(中央保健所を除く。)</p> <p>(1)~(9) [略]</p> <p>(10) 第15条の規定による<u>第1種動物取扱業者登録簿</u>の閲覧に関すること。</p> <p>(11)~(40) [略]</p> <p>29の2 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年宮崎県条例第51号)による次の事務(中央保健所を除く。)</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>30~41 [略]</p> <p>42 介護保険法(平成9年法律第 123号)による次の事務</p> <p>(1)~(22) [略]</p> <p>42の2~70 [略]</p> |
| <p>看護大学長</p>        | <p>1 <u>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による臨時休業に関すること。</u></p> <p>2 <u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第1項(第30条において準用する場合を含む。)の規定による教員(学長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長又は看護研究・研修センター長が兼務する者を除く。)</u>及び助手の兼職及び事業等の従事の承認に関すること</p> <p>3 <u>看護大学授業料等の徴収に関する規則(平成8年宮崎県規則第49号)による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第8条第2項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第9条第2項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第12条第2項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> |                                       |  |
| <p>精神保健福祉センター所長</p> | <p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による次の事務(精神通院医療に係るものに限る。)</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>   |                                       | <p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)による次の事務(精神通院医療に係るものに限る。)</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>   |
| <p>食肉衛生検査所長</p>     | <p>[略]</p>  | <p>食肉衛生検査所長 [略]</p> <p>動物愛護センター所長</p> | <p>[略]</p> <p>1 動物の愛護及び管理に関する法律による次の事務</p> <p>(1) <u>第10条第2項(第13条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による登録の申請の受理に関すること。</p> <p>(2) <u>第11条第1項(第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)</u>の規定による<u>第1種動物取扱業者登録簿</u>への登録に関すること。</p>   |

- (3) 第11条第2項(第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定による申請者への通知に関すること。
- (4) 第12条第1項(第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否に関すること。
- (5) 第12条第2項(第13条第2項、第14条第4項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請者への通知に関すること。
- (6) 第13条第1項の規定による登録の更新に関すること。
- (7) 第14条第1項の規定による変更の届出の受理に関すること。
- (8) 第14条第2項の規定による変更の届出の受理に関すること。
- (9) 第14条第3項の規定による廃止の届出の受理に関すること。
- (10) 第15条の規定による第1種動物取扱業者登録簿の閲覧に関すること。
- (11) 第16条第1項(第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出の受理に関すること。
- (12) 第17条の規定による登録の抹消に関すること。
- (13) 第19条第1項の規定による登録の取消し及び業務の停止の命令に関すること。
- (14) 第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修に関すること。
- (15) 第22条の6第2項の規定による届出の受理に関すること。
- (16) 第22条の6第3項の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令に関すること。
- (17) 第23条第1項の規定による勧告に関すること。
- (18) 第23条第2項の規定による勧告に関すること。
- (19) 第23条第3項の規定による措置命令に関すること。
- (20) 第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (21) 第24条の2の規定による届出の受理に関すること。
- (22) 第24条の3第1項の規定による変更の届出の受理に関すること。
- (23) 第24条の3第2項の規定による変更又は廃止の届出の受理に関すること。
- (24) 第25条第1項の規定による勧告に関すること。
- (25) 第25条第2項の規定による措置命令に関すること。
- (26) 第25条第3項の規定による措置命令又は勧告に関すること。
- (27) 第25条第4項の規定により、市町村の長

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <p>に対して必要な協力を求めること。</p> <p>(28) 第26条第1項の規定による許可に関する<br/>こと。</p> <p>(29) 第26条第2項の規定による許可の申請の<br/>受理に関すること。</p> <p>(30) 第27条第2項（第28条第2項において準<br/>用する場合を含む。）の規定による条件の付<br/>加に関すること。</p> <p>(31) 第28条第1項の規定による変更の許可に<br/>関すること。</p> <p>(32) 第28条第3項の規定による軽微な変更の<br/>届出の受理に関すること。</p> <p>(33) 第29条の規定による許可の取消しに関す<br/>ること。</p> <p>(34) 第32条の規定による措置命令に関するこ<br/>と。</p> <p>(35) 第33条第1項の規定による報告の徴収及<br/>び立入検査に関すること。</p> <p>(36) 第35条第1項（第35条第3項において準<br/>用する場合を含む。）の規定による犬又は猫<br/>の引取りに関すること。</p> <p>(37) 第35条第2項（第35条第3項において準<br/>用する場合を含む。）の規定による引取り場<br/>所の指定に関すること。</p> <p>(38) 第35条第4項の規定による犬又は猫の返<br/>還又は譲渡しに関すること。</p> <p>(39) 第36条第2項の規定による負傷動物等の<br/>収容に関すること。</p> <p>(40) 第37条第2項の規定による指導及び助言<br/>に関すること。</p> <p>2 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例によ<br/>る次の事務</p> <p>(1) 第13条第1項の規定による通報の受理に<br/>関すること。</p> <p>(2) 第13条第3項の規定による措置に関する<br/>こと。</p> <p>(3) 第14条の規定による事故の届出の受理に<br/>関すること。</p> <p>(4) 第15条第1項の規定による報告の徴収又<br/>は立入調査に関すること。</p> <p>3 狂犬病予防法施行令第5条に規定する犬の評<br/>価人の指定に関すること。</p> <p>4 宮崎県犬取締条例による次の事務</p> <p>(1) 第6条第1項の規定により、飼育者の事<br/>故発生時の届出を受理し、同条第2項の規定<br/>により、犬による被害の届出を受理し、及び<br/>飼育者に指示し、並びに同条第3項の規定に<br/>より、公安委員会と協議すること。</p> <p>(2) 第7条第1項の規定により、飼育者に対<br/>し必要な措置を命じ、及び同条第2項の規定<br/>により、公安委員会からの通報を受けること<br/>。</p> <p>(3) 第8条第1項の規定により、指定職員に<br/>野犬等を捕獲し、又は抑留させ、同条第5項</p> |
|--|--|--|---|

|            |  |  |   |
|------------|--|--|---|
|            |  |  | <p><u>の規定により、飼育者に通知し、及び公示し、並びに同条第 6 項の規定により、処分すること。</u></p> <p>(4) <u>第10条第 1 項の規定により、指定職員に立入調査又は質問をさせ、及び同条第 2 項の規定により、公安委員会に立入調査又は質問を要請すること。</u></p> <p>(5) <u>第11条第 1 項の規定により、薬物を使用して野犬等を捕獲し、又は薬殺し、及び同条第 2 項の規定により、住民に対し周知すること。</u></p> |
|            | [略]  |  | [略]   |
| 児童相談<br>所長 | <p>1 児童福祉法による次の事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>第28条第 4 項の規定による措置に関する</u><br/>こと。</p> <p>(14) <u>第28条第 5 項の規定による報告及び意見</u><br/>並びに資料の提出に関すること。</p> <p>(15) <u>第28条第 6 項の規定による勧告に関する</u><br/>こと。</p> <p>(16)・(17) [略]</p> <p>(18) <u>第31条第 2 項の規定による在所期間の延</u><br/>長に関すること。</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) <u>第31条第 4 項の規定による援助又は委託</u><br/><u>の継続に関すること。</u></p> <p>(21)・(22) [略]</p> <p>(23) <u>第33条の 6 第 1 項の規定による事業の委</u><br/><u>託に関すること。</u></p> <p>(24) <u>第33条の 6 第 2 項の規定による申込書の</u><br/><u>受理に関すること。</u></p> <p>(25) <u>第33条の 6 第 3 項の規定による連絡及び</u><br/><u>調整に関すること。</u></p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) <u>第33条の 6 第 5 項の規定による情報の提</u><br/><u>供に関すること。</u></p> <p>(28)・(29) [略]</p> <p>2 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法<br/>律第82号）による次の事務</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>第13条の規定による解除に関する</u><br/>こと。</p> <p>(12) <u>第13条第 2 項の規定による助言に関する</u><br/>こと。</p> <p>(13) <u>第13条第 3 項の規定による事務の委託に</u><br/><u>関すること。</u></p> <p>(14) <u>第13条の 2 の規定による安全確認等に関</u><br/><u>すること。</u></p> <p>3 [略]</p> | <p>児童相談<br/>所長</p> <p>1 児童福祉法による次の事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>第28条第 3 項の規定による措置に関する</u><br/>こと。</p> <p>(14) <u>第28条第 4 項の規定による報告及び意見</u><br/>並びに資料の提出に関すること。</p> <p>(15) <u>第28条第 5 項の規定による勧告に関する</u><br/>こと。</p> <p>(16)・(17) [略]</p> <p>(18) <u>第31条第 2 項の規定による在所期間の延</u><br/><u>長等に関すること。</u></p> <p>(19) [略]</p> <p>(20)・(21) [略]</p> <p>(22) <u>第33条の 6 第 1 項（同条第 6 項において</u><br/><u>準用する場合を含む。）の規定による児童自</u><br/><u>立生活援助に関すること。</u></p> <p>(23) <u>第33条の 6 第 2 項（同条第 6 項において</u><br/><u>準用する場合を含む。）の規定による申込書</u><br/><u>の受理に関すること。</u></p> <p>(24) <u>第33条の 6 第 3 項（同条第 6 項において</u><br/><u>準用する場合を含む。）の規定による連絡及</u><br/><u>び調整に関すること。</u></p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) <u>第33条の 6 第 5 項（同条第 6 項において</u><br/><u>準用する場合を含む。）の規定による情報の</u><br/><u>提供に関すること。</u></p> <p>(27)・(28) [略]</p> <p>2 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法<br/>律第82号）による次の事務</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>第13条第 1 項の規定による解除に関する</u><br/>こと。</p> <p>(12) <u>第13条第 2 項の規定による助言に関する</u><br/>こと。</p> <p>(13) <u>第13条第 3 項の規定による事務の委託に</u><br/><u>関すること。</u></p> <p>(14) <u>第13条の 2 の規定による安全確認等に関</u><br/><u>すること。</u></p> <p>3 [略]</p> |   |
|            | [略]  |  | [略]   |



|  |  |
|--|--|
| <p>農林振興局長</p> <p>1～2の10 [略]</p> <p>2の11 <u>新農業振興推進事業実施要領による次の事務</u> (地域地産地消活動推進事業に限る。)</p> <p>(1) <u>第5の1の規定による事業計画の協議に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第5の2の規定による事業の認定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第6の規定による事業実績書の受理に関すること。</u></p> <p>2の12～2の30 [略]</p> <p>3・3の2 [略]</p> <p>3の3 <u>土地改良区等であること、土地改良区等の役員であること及び土地改良区等の代表者の印鑑であることの証明に関すること。</u></p> <p>3の4～5の6 [略]</p> <p>5の7 <u>森林組合法による次の事務</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>6～21 [略]</p> <p>22 <u>水を貯え、災害に強い森林づくり事業実施要領による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第6の規定による協定の締結に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第7の規定による事業の実施に関すること。</u></p> <p>23～26 [略]</p> | <p>農林振興局長</p> <p>1～2の10 [略]</p> <p>2の11～2の29 [略]</p> <p>3・3の2 [略]</p> <p>3の3 <u>土地改良区等であること、土地改良区等の役員であること、土地改良区等の代表者の印鑑であることその他土地改良区等に係る事項の証明に関すること。</u></p> <p>3の4～5の6 [略]</p> <p>5の7 <u>森林組合法による次の事務</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第10条第4項の規定による信託規程の変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) <u>第19条第4項の規定による共済規程の変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(9) <u>第24条第4項の規定による林地処分事業実施規程の変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第26条の3第1項の規定による森林経営規程の承認に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第26条の3第3項の規定による森林経営規程の変更又は廃止の承認に関すること。</u></p> <p>(12) <u>第26条の3第4項の規定による森林経営規程の変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(13)・(14) [略]</p> <p>6～21 [略]</p> <p>22～25 [略]</p> |
| <p>[略]</p>   | <p>[略]</p>   |
| <p>土木事務所長</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 <u>道路法による次の事務</u></p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>第44条の2第1項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置物件の除去に関すること。</u></p> <p>(14) <u>第44条の2第2項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置物件の保管に関すること。</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) <u>第44条の2第4項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法</u></p>  | <p>土木事務所長</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 <u>道路法による次の事務</u></p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>第44条の2第1項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置等物件の除去に関すること。</u></p> <p>(14) <u>第44条の2第2項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置等物件の保管に関すること。</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) <u>第44条の2第4項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法</u></p>  |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p><u>放置物件の売却及び売却代金の保管に関する</u><br/>こと。</p> <p>(17) 第44条の2第5項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による<u>違法放置物件の廃棄</u>に関すること。</p> <p>(18) 第44条の2第7項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による<u>違法放置物件の除去等</u>に要した費用の徴収に関すること。</p> <p>(19)～(24) [略]</p> <p>(25) <u>第47条の3</u>の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(26) <u>第47条の4</u>の規定による道路標識の設置に関すること。</p> <p>(27) <u>第47条の6</u>の規定による道路一体建物の管理に関すること。</p> <p>(28) [略]</p> <p>(29) <u>第48条の5第2項</u>の規定による道路標識の設置に関すること。</p> <p>(30) <u>第48条の6</u>の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(31) <u>第48条の9第4項</u>の規定による道路標識の設置に関すること。</p> <p>(32) <u>第48条の10</u>の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(33)～(48) [略]</p> <p>(49) 第87条第1項の規定による条件((3)に規定する承認並びに(5)、(6)及び(50)に規定する許可に係るものに限る。)の附加に関すること。</p> <p>(50)～(52) [略]</p> <p>8の2・8の3 [略]</p> <p>8の4 道路管理者の意見徴取に関する省令による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第5条(第7条において準用する場合を含む。)</u>の規定による通知の受理に関すること。</p> <p>(4) <u>第6条(第7条において準用する場合を含む。)</u>の規定による連絡に関すること。</p> <p>8の5～36 [略]</p> <p>37 エネルギーの使用の合理化等に関する法律による次の事務</p> <p>(1) <u>第74条第1項</u>の規定による<u>指導及び助言</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>第75条第1項</u>の規定による<u>届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>第75条第2項</u>の規定による<u>変更の指示</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>第75条第5項</u>の規定による<u>報告の受理</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>第75条の2第1項</u>の規定による<u>届出の受理</u>に関すること。</p> | <p><u>放置等物件の売却及び売却代金の保管に関する</u><br/>こと。</p> <p>(17) 第44条の2第5項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による<u>違法放置等物件の廃棄</u>に関すること。</p> <p>(18) 第44条の2第7項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による<u>違法放置等物件の除去等</u>に要した費用の徴収に関すること。</p> <p>(19)～(24) [略]</p> <p>(25) <u>第47条の4</u>の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(26) <u>第47条の5</u>の規定による道路標識の設置に関すること。</p> <p>(27) <u>第47条の8</u>の規定による道路一体建物の管理に関すること。</p> <p>(28) [略]</p> <p>(29) <u>第48条の11第2項</u>の規定による道路標識の設置に関すること。</p> <p>(30) <u>第48条の12</u>の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(31) <u>第48条の15第4項</u>の規定による道路標識の設置に関すること。</p> <p>(32) <u>第48条の16</u>の規定による措置命令に関すること。</p> <p>(33)～(48) [略]</p> <p>(49) 第87条第1項(<u>第91条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による条件((3)に規定する承認並びに(5)、(6)及び(50)に規定する許可に係るものに限る。)の附加に関すること。</p> <p>(50)～(52) [略]</p> <p>8の2・8の3 [略]</p> <p>8の4 道路管理者の意見徴取に関する省令による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第6条(第8条において準用する場合を含む。)</u>の規定による通知の受理に関すること。</p> <p>(4) <u>第7条(第8条において準用する場合を含む。)</u>の規定による連絡に関すること。</p> <p>8の5～36 [略]</p> |
|--|--|---|

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
|  | <p>(6) <u>第75条の2第3項の規定による報告の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第87条第10項の規定による報告及び立入検査に関すること。</u></p> <p>38～40 [略]</p> <p>41 宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則による次の事務（日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所及び日向土木事務所に限る。）</p> <p>(1) <u>第4条の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>42 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による次の事務</p> |  | <p>37～39 [略]</p> <p>40 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による証明書の交付に関すること（日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所及び日向土木事務所に限る。）。</p> <p>41 宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則による次の事務（日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所及び日向土木事務所に限る。）</p> <p>(1) <u>第4条第1項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>42 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による次の事務</p> <p>(1) <u>第8条の規定による指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第12条第1項の規定による判定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第12条第2項の規定による判定に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第12条第3項の規定による通知書の交付に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第12条第4項の規定による通知書の交付に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第12条第5項の規定による通知書の交付に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第13条第2項の規定による判定に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第13条第3項の規定による判定に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第13条第4項の規定による通知書の交付に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第13条第5項の規定による通知書の交付に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第13条第6項の規定による通知書の交付に関すること。</u></p> <p>(12) <u>第14条第1項の規定による是正命令に関すること。</u></p> <p>(13) <u>第14条第2項後段の規定による通知に関すること。</u></p> <p>(14) <u>第16条第1項の規定による指示に関すること。</u></p> <p>(15) <u>第16条第2項の規定による措置命令に関すること。</u></p> <p>(16) <u>第16条第3項の規定による協議の要求に関すること。</u></p> <p>(17) <u>第17条第1項の規定による報告の要求及</u></p> |
|--|---|--|---|

|   |  |
|---|--|
| <p>(1)~(9) [略]</p> <p>43 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則による次の事務</p> <p>(1) 第5条の規定による届出の受理に関する<br/>こと。<br/>(2) [略]<br/>(3) 第9条の規定による申出の受理に関する<br/>こと。<br/>(4) [略]</p> <p>[略]</p>  | <p>び立入検査に関すること。<br/>(18) 第19条第1項の規定による届出の受理に<br/>関すること。<br/>(19) 第19条第2項の規定による指示に関する<br/>こと。<br/>(20) 第19条第3項の規定による措置命令に関<br/>すること。<br/>(21) 第20条第2項の規定による通知の受理に<br/>関すること。<br/>(22) 第20条第3項の規定による協議の要求に<br/>関すること。<br/>(23) 第21条第1項の規定による報告の要求及<br/>び立入検査に関すること。<br/>(24)~(32) [略]</p> <p>43 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<br/>法律施行規則による次の事務<br/>(1) 第11条の規定による証明書の交付に関す<br/>ること。<br/>(2) 第29条の規定による証明書の交付に関す<br/>ること。</p> <p>44 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<br/>法律施行細則による次の事務<br/>(1) 第4条の2第1項の規定による説明書の<br/>受理に関すること。<br/>(2) 第5条第1項の規定による届出の受理に<br/>関すること。<br/>(3) [略]<br/>(4) 第9条第1項の規定による申出の受理に<br/>関すること。<br/>(5) 第9条第2項の規定による申出の受理に<br/>関すること。<br/>(6) 第10条の2の規定による取下げの受理に<br/>関すること。<br/>(7) [略]</p> <p>[略]</p> |
| <p>付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p> <p>1 産地を守る緊急防除事業補助金交付要綱 (平成23年7月<br/>1日定め) に基づく補助金<br/>2 農業生産資材廃棄物処理体制確立事業補助金交付要綱 (平<br/>成12年11月24日定め) に基づく補助金<br/>3 [略]<br/>4 宮崎県単独同和対策土地改良事業補助金交付要綱 (昭和<br/>52年6月23日定め) に基づく補助金<br/>5・6 [略]<br/>7 宮崎エコ農業実践事業補助金交付要綱 (平成23年7月1<br/>日定め) に基づく補助金<br/>8 [略]<br/>9 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月<br/>1日定め) に基づく補助金のうち、目指せ10町歩! 大規模<br/>経営体育成加速化事業、県産加工用米供給拡大支援事業、<br/>「儲かるを形に」みやざきの園芸産地強化支援事業、宮崎<br/>オリジナル水田フル活用支援事業、加工・業務用青果物生<br/>産拡大加速化事業、地域資源循環型高収益施設園芸モデル<br/>構築事業、施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事</p> | <p>付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p> <p>1 [略]<br/>2・3 [略]<br/>4 [略]<br/>5 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月<br/>1日定め) に基づく補助金のうち、宮崎オリジナル水田フル<br/>活用支援事業、加工・業務用青果物生産拡大加速化事業<br/>、地域資源循環型高収益施設園芸モデル構築事業、木質バ<br/>イオマス利用効率化支援事業、優良種苗安定供給県域ネッ<br/>トワーク体制構築事業、世界に羽ばたけ「みやざきの花」<br/>グローバル化推進事業、輝く中山間園芸産地構築事業、未</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>業、攻めの次世代花き産地育成事業、「みやざきの花」産地力強化支援事業、木質バイオマス利用効率化支援事業、優良種苗安定供給県ネットワーク体制構築事業、世界に羽ばたけ「みやざきの花」グローバル化推進事業、輝く中山間園芸産地構築事業、みやざき次世代果樹ブランド産地育成強化事業、未来をひらく新果樹産地クリエイション事業、「食」を彩るみやざき特産果樹基盤強化事業、選ばれる「みやざき茶」産地確立支援事業（高品質茶生産技術確立支援に限る。）、「みやざき茶」チャレンジ産地支援事業、みやざき特産優良種苗供給緊急支援事業及び輸出対応型産地育成支援事業に係る補助金</p> <p>10 [略]</p> <p>11 林業災害復旧資金利子補給等補助金交付要綱（平成 5 年 12 月 27 日定め）に基づく補助金</p> <p>12 宮崎県農業安全・安心対策資金利子補給補助金交付要綱（平成 21 年 4 月 1 日定め）に基づく補助金</p> <p>13・14 [略]</p> <p>15 有害鳥獣捕獲活動支援事業補助金交付要綱（平成 25 年 4 月 1 日定め）に基づく補助金</p> <p>16 中山間地域新農業育成支援事業費補助金交付要綱（平成 8 年 7 月 1 日定め）に基づく補助金</p> <p>17 [略]</p> <p>18 新農業振興推進事業費補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日定め）に基づく補助金のうち、地域産地消活動推進事業に係る補助金</p> <p>19 [略]</p> <p>20 森林整備推進団地設定事業補助金交付要綱（平成 3 年 6 月 14 日定め）に基づく補助金</p> <p>21・22 [略]</p> <p>23 宝くじ環境緑化事業補助金交付要綱（平成 2 年 8 月 1 日定め）に基づく補助金</p> <p>24 ふるさと林道緊急整備促進事業補助金交付要綱（平成 8 年 4 月 1 日定め）に基づく補助金</p> <p>25 宮崎県林業担い手総合対策基金事業補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日定め）に基づく補助金のうち、就労条件整備事業及び就労環境改善施設整備事業に係る補助金</p> <p>26 [略]</p> <p>27 里山等自主管理支援事業補助金交付要綱（平成 15 年 4 月 1 日定め）に基づく補助金</p> <p>28 宮崎県農業災害緊急支援資金利子補給補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日定め）に基づく補助金</p> <p>29 山村地域資源活用緊急対策事業補助金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日定め）に基づく補助金</p> <p>30 特用林産物獣類等被害防止対策事業補助金交付要綱（平成 19 年 7 月 1 日定め）に基づく補助金</p> <p>31～33 [略]</p> <p>34 宮崎県地域農業推進事業費補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 3 日定め）に基づく補助金のうち、連携と交流による頑張る農村支援事業、口蹄疫復興対策農業・農村支援事業及び大地に描く！地域農業新価値創出事業に係る補助金</p> <p>35～37 [略]</p> <p>38 有害鳥獣捕獲総合対策事業補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 30 日定め）に基づく補助金</p> | <p>来をひらく新果樹産地クリエイション事業、「食」を彩るみやざき特産果樹基盤強化事業、「みやざき茶」チャレンジ産地支援事業、みやざき特産優良種苗供給緊急支援事業及び輸出対応型産地育成支援事業に係る補助金</p> <p>6 [略]</p> <p>7・8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11・12 [略]</p> <p>13 宮崎県林業担い手総合対策基金事業補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日定め）に基づく補助金のうち、就労条件整備事業、就労環境改善施設整備事業及び蜂刺傷災害防止対策事業に係る補助金</p> <p>14 [略]</p> <p>15～17 [略]</p> <p>18～20 [略]</p> |
|---|--|

39 [略]  
 40 進め6次化みやざき農業新ビジネス創出事業補助金交付要綱(平成27年4月1日定め)に基づく補助金のうち、農業法人連携・多角化推進事業及び6次化実現活動支援事業に係る補助金  
 41～43 [略]  
 44 「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業補助金交付要綱(平成25年4月1日定め)に基づく補助金のうち、地域6次産業化ネットワーク活動事業に係る補助金  
 45 狩猟者育成確保等対策事業補助金交付要綱(平成26年4月1日定め)に基づく補助金  
 46 [略]  
 47 地域が輝く農村ビジネスモデル創造事業補助金交付要綱(平成27年6月1日定め)に基づく補助金  
 48 [略]

21 [略]  
 22 進め6次化みやざき農業新ビジネス創出事業補助金交付要綱(平成27年4月1日定め)に基づく補助金のうち、6次化実現ネットワーク活動事業に係る補助金  
 23～25 [略]  
 26 [略]  
 27 [略]  
 28 有害鳥獣パトロールで地域活性化事業補助金交付要綱(平成28年6月1日定め)に基づく補助金  
 29 宮崎の6次化産地育成事業補助金交付要綱(平成28年4月1日定め)に基づく補助金  
 30 宮崎の畜産体制強化事業費補助金交付要綱(平成28年4月1日定め)に基づく補助金  
 31 森林環境教育実践事業補助金交付要綱(平成28年4月1日定め)に基づく補助金  
 32 「宮崎牛」肥育素牛確保対策事業補助金交付要綱(平成28年4月1日定め)に基づく補助金

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表西臼杵支庁長の項第3号の6、第3号の7、第22号及び第24号の改正規定並びに第58号を削り、第59号を第57号とし、第60号から第62号までを1号ずつ繰り上げる改正規定、同表福祉こどもセンター所長及び福祉事務所の項第2号の6及び第2号の7の改正規定、同表保健所長の項第1号の改正規定(同号に(43)から(51)までを加える部分を除く。)及び同項第29号の改正規定(同号(10)に係る部分に限る。)、同表児童相談所長の項第1号の改正規定(同号(13)から(15)までに係る部分及び(20)を削り、(21)を(20)とし、(22)から(29)までを1号ずつ繰り上げる部分に限る。)及び同項第2号の改正規定、同表農林振興局長の項第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第26号までを1号ずつ繰り上げる改正規定並びに同表土木事務所長の項第8号及び第8号の4の改正規定並びに同表の付表の改正規定(同表に5号を加える改正規定を除く。) 公布の日
- (2) 別表保健所長の項第1号の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 平成29年4月2日

## 訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成29年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 訓令第5号

本 庁  
 各出先機関

## 宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後          |
|--|--------------|
| (出先機関における専決)   | (出先機関における専決) |
| 第5条 [略]  | 第5条 [略]      |
| 2～10 [略]   | 2～10 [略]     |
| 11 看護大学事務局長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長、看護研究・研修センター長及び総務課長は、看護大学長専決 |              |



事項のうち別表第 7 の 2 のそれぞれの専決事項の欄に掲げる事務をそれぞれ専決することができる。

12 県立こども療育センター事務長は、県立こども療育センター所長専決事項のうち別表第 7 の 3 に掲げる事務を専決することができる。

（副知事等の代決）

第10条 [略]

2～5 [略]

6 看護大学事務局長が専決すべき事務について、看護大学事務局長が不在のときは、看護大学総務課長が、その事務を代決することができる。

7・8 [略]

別表第 1（第 3 条関係）

[略]

付表

1～3 [略]

4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 284条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定による一部事務組合等の設立の許可に関すること。

5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第 1 項、第46条第 2 項及び第49条第 2 項の規定による社会福祉法人の定款、解散及び合併の認可及び認定に関すること。

6～18 [略]

別表第 2（第 4 条関係）

本庁各課共通専決事項

| 事務             | 事項   | 専決区分 |    |    |    |      |      | 摘要 |
|----------------|--|------|----|----|----|------|------|----|
|                |  | 副知事  | 部長 | 次長 | 課長 | 課長補佐 | 担当事務 |    |
| [略]            |  |      |    |    |    |      |      |    |
| 7<br>争訟等に関する事務 | (1) 審査請求若しくは再審査請求に係る裁決若しくは再調査に係る決定又は措置等に関すること。 | [略]  |    |    |    |      |      |    |
|                | ア 部長若しくは次長又は市町村長等が行った処分等に係るもの                  |      |    |    |    |      |      |    |
|                | イ 課長又は出先機関の長が行った処分等に係るもの                       |      |    |    |    |      |      |    |
|                | (2) 不服申立てに係る口頭審理等の処理に関すること。                    | [略]  |    |    |    |      |      |    |

11 県立こども療育センター事務長は、県立こども療育センター所長専決事項のうち別表第 7 の 2 に掲げる事務を専決することができる。

（副知事等の代決）

第10条 [略]

2～5 [略]

6・7 [略]

別表第 1（第 3 条関係）

[略]

付表

1～3 [略]

4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 284条第 2 項及び第 3 項の規定による一部事務組合及び広域連合の設立の許可に関すること。

5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第 1 項、第46条第 2 項、第50条第 3 項及び第54条の 6 第 2 項の規定による社会福祉法人の定款、解散及び合併の認可及び認定に関すること。

6～18 [略]

別表第 2（第 4 条関係）

本庁各課共通専決事項

| 事務             | 事項                                      | 専決区分 |    |    |    |      |      | 摘要 |
|----------------|---|------|----|----|----|------|------|----|
|                |   | 副知事  | 部長 | 次長 | 課長 | 課長補佐 | 担当事務 |    |
| [略]            |   |      |    |    |    |      |      |    |
| 7<br>争訟等に関する事務 | (1) 審査請求若しくは再審査請求に係る裁決又は再調査に係る決定に関すること。 | [略]  |    |    |    |      |      |    |
|                | ア 部長又は次長が専決した処分、市町村長等が行った処分等に係るもの       |      |    |    |    |      |      |    |
|                | イ 課長が専決した処分、出先機関の長が行った処分等に係るもの          |      |    |    |    |      |      |    |
|                | (2) 不服申立てに係る審理手続等の処理に関すること。             | [略]  |    |    |    |      |      |    |



|                                 |  |                                      |                                      |                                      |  |
|---------------------------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|
|                                 |  | (3) (2)のうち軽<br>易なもの                  |                                      | ○                                    |  |
| (3) 訴訟の処理に<br>関すること。            | [略]  | (4) 訴訟の処理に<br>関すること。                 | [略]                                  |                                      |  |
| [略]                             |  | [略]                                  |                                      |                                      |  |
| [略]                             |  | [略]                                  |                                      |                                      |  |
| 別表第3 (その1) (第4条関係)              |  | 別表第3 (その1) (第4条関係)                   |                                      |                                      |  |
| 本庁各課特定専決事項                      |  | 本庁各課特定専決事項                           |                                      |                                      |  |
| 課                               | 副<br>知<br>事<br>専<br>決<br>事<br>項  | 部<br>長<br>特<br>定<br>専<br>決<br>事<br>項 | 次<br>長<br>特<br>定<br>専<br>決<br>事<br>項 | 課<br>長<br>特<br>定<br>専<br>決<br>事<br>項 | 課<br>長<br>補<br>佐<br>特<br>定<br>専<br>決<br>事<br>項 |
| [略]                             |  |                                      |                                      |                                      |  |
| 生活<br>・協<br>働・<br>男女<br>参画<br>課 | 1 特定<br>非営利<br>活動促<br>進法 (平成10<br>年法律<br>第7号)<br>による次の<br>事務<br>(1)~<br>(9)<br>[略]<br>(10)<br>第59<br>条の<br>規定<br>によ<br>る仮<br>認定<br>に関<br>する<br>こと<br>。<br>(11)~<br>(15)<br>[略]<br>(16)<br>第67<br>条第<br>3項<br>にお<br>いて<br>準用<br>する  |                                      | [略]                                  |                                      |  |
| 生活<br>・協<br>働・<br>男女<br>参画<br>課 | 1 特定<br>非営利<br>活動促<br>進法 (平成10<br>年法律<br>第7号)<br>による次の<br>事務<br>(1)~<br>(9)<br>[略]<br>(10)<br>第59<br>条の<br>規定<br>によ<br>る特<br>例認<br>定に<br>関す<br>ること<br>。<br>(11)~<br>(15)<br>[略]<br>(16)<br>第67<br>条第<br>3項<br>にお<br>いて<br>準用<br>する |                                      | [略]                                  |                                      |  |

|       |     |   |  |       |     |   |  |  |
|-------|-----|---|--|-------|-----|---|--|--|
|       |     | 同条第1項及び第2項の規定による仮認定の取消しに関すること。  |  |       |     | 同条第1項及び第2項の規定による特例認定の取消しに関すること。   |  |  |
|       | [略] |   |  |       |     |   |  |  |
| 福祉保健課 | [略] | 1 生活保護法(昭和25年法律第144号)による次の事務<br>(1) <u>第49条第1項</u> の規定による医療機関の指定に関すること。<br>(2)・(3) [略]<br>(4) 第54条の2第4項において準用する第53条第1項の規定による介護の報酬の額の決定に関すること。 |  | 福祉保健課 | [略] | 1 生活保護法(昭和25年法律第144号)による次の事務<br>(1) 第49条の規定による医療機関の指定に関すること。<br>(2)・(3) [略]<br>(4) 第54条の2第4項及び第5項において読み替えて準用する第53条第1項の規定による介護の報酬の額の決定に関すること。<br>(5) <u>第55条第1項</u> の規定による助産機関及び施術機関の指定に関すること。 |  |  |
|       |     | 2 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づく調査に関すること。  |  |       |     |   |  |  |
|       |     | 3 未帰還者留守家族等援護法(昭和28年法律第161号)に基づく支給、引揚者給付金等支給法(昭和32年法律第109号)に基づく認定、戦没者等の妻に対する特   |  |       |     |   |  |  |

|   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>別給付金支給法（昭和38年法律第61号）に基づく裁定、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）に基づく決定、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第 100号）に基づく裁定、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第 109号）に基づく裁定、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）に基づく裁定及び引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第 114号）に基づく認定に関すること。</p> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | <p>4 未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第 7号）による次の事務<br/>                 (1) 第 2 条第 1 項の規定による請求に関すること。<br/>                 (2) 第 3 条第 1 項の規定による弔慰料の支給に関すること。</p> | <p>指導<br/>監査<br/>・援<br/>護課</p> | <p>1 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第 127号）に基づく調査に関すること。<br/>                 2 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第 161号）に基づく支給、引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第 109号）に基づく認定、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（</p> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|       |  |   |  |       |  |   |  |  |  |
|-------|--|---|--|-------|--|---|--|--|--|
| [略]   |  | [略]   |  | [略]   |  | [略]   |  | <p>昭和38年法律第61号)に基づき裁定、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき決定、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)に基づき裁定、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)に基づき裁定、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)に基づき裁定及び引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)に基づき認定にすること。</p> <p>3 未帰還者に関する特別措置法(昭和34年法律第7号)による次の事務<br/> (1) 第2条第1項の規定による請求に関すること。<br/> (2) 第3条第1項の規定による弔慰料の支給に関すること。</p> |  |
| [略]   |  | [略]   |  | [略]   |  | [略]   |  | [略]  |  |
| 衛生管理課 |  | 1 水道法(昭和32年法律第177号)による次の事務<br>(1)・(2) [略]<br>(3) 第11条の規定による水道事業の休止又は廢 | 1~3 [略]<br>4 旅館業法施行条例(昭和33年宮崎県条例第24号)第6条の規定による構造設備の基準の緩和にすること。 | 衛生管理課 |  | 1 水道法(昭和32年法律第177号)による次の事務<br>(1)・(2) [略]<br>(3) 第11条第1項の規定による水道事業の休止 | 1~3 [略]<br>4 旅館業法施行条例(昭和33年宮崎県条例第24号)による次の事務<br><br>(1) 第6条の規定による構造設備の基準の緩和にすること。<br>(2) 第9条第1項の規定による措置の基準の緩 |  |  |

|        |  |     |  |   |  |  |  |  |
|--------|--|-----|--|---|--|--|--|--|
|        |  |     | 止の許可に関する<br>こと。<br><br>(4)[略]  |   |  |  | 又は廃止の許可に関する<br>こと。<br><br>(4)[略]               | 和に関すること<br><br>。   |
| [略]    |  |     |  | [略]   |  |  |  |  |
| こども政策課 |  |     | 1 [略]<br>2 児童扶養手当の認定請求の却下に関する<br>こと。   | 1 児童扶養手当の<br>受給資格及び額の<br>認定に関する<br>こと。<br><br>。 |  |  | 1 [略]  |  |
| こども家庭課 |  |     | 1・2 [略]  |   |  |  | 1・2 [略]<br>3 児童扶養手当の<br>認定請求の却下<br>に関する<br>こと。 | 1 児童扶養手当の<br>受給資格及び額の<br>認定に関する<br>こと。<br><br>。  |
| [略]    |  |     |  | [略]   |  |  |  |  |
| 建築住宅課  |  | [略] | 1・2 [略]<br>3 都市再開発法（<br>昭和44年法律第38<br>号）による次の事<br>務<br>(1) [略]<br>(2) 第45条第3<br>項の規定による<br>事業完成に伴う<br>市街地再開発組<br>合の解散の認可<br>に関する<br>こと。<br>4～7 [略]<br>8 エネルギーの使<br>用の合理化等に<br>関する法律（昭和54<br>年法律第49号）に<br>よる次の事<br>務<br>(1) 第75条第3<br>項の規定による<br>公表に関する<br>こと。<br>(2) 第75条第6<br>項の規定による<br>勧告に関する<br>こと。<br>(3) 第75条の2<br>第2項の規定に<br>よる勧告に<br>関する<br>こと。<br>9 [略] |   |  |  | [略]  | 1・2 [略]<br>3 都市再開発法（<br>昭和44年法律第38<br>号）による次の事<br>務<br>(1) [略]<br>(2) 第45条第4<br>項の規定による<br>市街地再開発組<br>合の解散の認可<br>に関する<br>こと。<br><br>4～7 [略]<br><br>8 [略] |
| [略]    |  |     |  | [略]   |  |  |  |  |

別表第 3 (その 2) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

| 課   | 担当リーダー特定専決事項  |
|-----|---|
| [略] |   |
| 会計課 | 1・2 [略]<br>3 宮崎県財務規則第75条第1項の規定により支出命令を受けた次の経費の支出に関する事<br>命(1)～(5) [略]<br>命(6) 旅費(外国旅行の旅費を除く。)<br>命(7)～(10) [略]<br>4～6 [略] |
| [略] |   |

別表第 5 (第 5 条関係)

| 出先機関の長特定専決事項 |  |
|--------------|--|
| [略]          |  |
| 保健所          | [略]  |
| 宮崎県立看護大学     | 1 教育公務員の勤務時間の割り振りに関すること。<br>2 看護大学授業料等の徴収に関する規則(平成8年宮崎県規則第49号)による次の事務<br>(1) 第6条第1項の規定による授業料の免除に関する事<br>こと。<br>(2) 第8条第1項の規定による授業料の徴収猶予に関する事<br>こと。<br>(3) 第9条第1項の規定による入学料の免除に関する事<br>こと。<br>(4) 第12条第1項に規定する授業料の還付に関する事<br>こと。<br>[略] |

別表第 3 (その 2) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

| 課   | 担当リーダー特定専決事項   |
|-----|--|
| [略] |  |
| 会計課 | 1・2 [略]<br>3 宮崎県財務規則第75条第1項の規定により支出命令を受けた次の経費の支出に関する事<br>命(1)～(5) [略]<br>命(6) 旅費<br>命(7)～(10) [略]<br>4～6 [略] |
| [略] |  |

別表第 5 (第 5 条関係)

| 出先機関の長特定専決事項 |     |
|--------------|-----|
| [略]          |     |
| 保健所          | [略] |
| [略]          |     |

別表第 7 の 2 を削り、別表第 7 の 3 を別表第 7 の 2 とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前              |   |         |         | 改正後              |         |         |         |
|------------------|---|---------|---------|------------------|---------|---------|---------|
| 別表第 9 (第 10 条関係) |   |         |         | 別表第 9 (第 10 条関係) |         |         |         |
| 出先機関名            | 第 1 代決者   | 第 2 代決者 | 第 3 代決者 | 出先機関名            | 第 1 代決者 | 第 2 代決者 | 第 3 代決者 |
| [略]              | [略]   |         |         | [略]              | [略]     |         |         |
| 衛生環境研究所<br>看護大学  | 事務局長(学部に関する事務にあつては学部長、厚生補導に関する事務にあつては学生部長、研究科に関する事務にあつては研究科長、附属図書館に関する事務にあつては附属図書館長、看護研究・研修センターに関する事務にあつては看護研究・研修センター長) |         |         | 衛生環境研究所          | [略]     |         |         |
| [略]              |   |         |         | [略]              |         |         |         |
| 食肉衛生検査所          | [略]   |         |         | 食肉衛生検査所          | [略]     |         |         |

|                                 |            |  |  |                   |   |
|---------------------------------|------------|--|--|-------------------|---|
| <p>[略]<br/>農業大学校</p> <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>総務課にあ<br/>っては総務<br/>課長、農学<br/>部にあつて<br/>は農学部長</p> | <p>動物愛護セ<br/>ンター<br/>[略]<br/>農業大学校</p> | <p>主任<br/>[略]</p> | <p>総務課にあ<br/>っては総務<br/>課長、教務<br/>学生課にあ<br/>っては教務<br/>学生課長、<br/>農学科にあ<br/>っては農学<br/>科長、畜産<br/>学科にあつ<br/>ては畜産学<br/>科長</p> |
|---------------------------------|------------|--|--|-------------------|---|

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第 5 条及び第 10 条の改正規定、別表第 1 の付表第 5 号の改正規定、別表第 2 の改正規定、別表第 3 (その 1) 生活・協働・男女参画課の項の改正規定、同表福祉保健課の項課長特定専決事項の欄第 2 号から第 4 号までを削る改正規定、同項の次に指導監査・援護課の項を加える改正規定、同表こども政策課の項及びこども家庭課の項の改正規定並びに同表建築住宅課の項課長特定専決事項の欄第 8 号を削り、同項第 9 号を同項第 8 号とする改正規定、別表第 5 の改正規定、別表第 7 の 2 を削り、別表第 7 の 3 を別表第 7 の 2 とする改正規定並びに別表第 9 の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



